6.公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1]街なか居住推進の必要性	

〔現状分析〕

中心市街地の人口は、都心部における民間のマンション建設が進んだこともあって増加傾向にあり、松山市全体にしめる比率も若干ではあるが、高まりつつある。他方、中心市街地では、場所により高齢化が相当に進展している地区もあるなど、今後は高齢社会に対応した、暮らしやすい住宅及び居住環境の整備が課題である。

また、まちなか居住者アンケートによると、電車・バスによる移動のしやすさが他を大きく上回り、また、各種都市機能が集中していることで、生活の利便性の高さがまちなか居住につながっていることが伺える。まちなか居住者の 8 割は今後も住み続けたいと考えているが、残り 2 割は、騒がしくて落ち着かないことや、自然環境が少ないことから郊外への移住も検討しており、これは郊外居住者アンケートでも住みたくない理由の上位 2 つとなっていることから、憩いと潤いのある生活空間としての中心市街地が求められている。

上記のような現状により、民間マンションが今後も建設されることが見込まれる中で、快適で暮らしやすい生活空間の形成を目指し、引き続き、既存ストックを有効活用した総合的な取り組みにより、民間の住宅建設を誘導していく必要がある。

〔まちなか居住推進の必要性〕

これらの現状を踏まえ、まちなか居住推進を図ることで、中央商店街及び周辺地域の訪れたくなる都心としての機能強化、安心して住み続けられる豊かな生活環境の実現に寄与し、中心市街地の活性化を図るために必要な事業として、以下の事業を基本計画に位置づける。

＜フォローアップ＞

基本計画に位置づけられた事業については、毎年、事業の進捗状況を調査し、各事業主体と十分協議した上で進捗管理を行うとともに、位置づけられた事業の中心市街地活性化に対する効果を検討し、必要に応じて事業の見直しや改善を図ることとする。

[2]具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 松山駅周辺土地区画整理事業・松山駅周辺まちづくり事業 内容： 土地区画整理事業 約 16.7ha 実施時期： 平成 20 年度から令和 13 年度（清算期間 5 年含む） 内容： 街路事業（松山駅北東西線 約 50m） 実施時期： 平成 28 年度から令和 8 年度	松山市	（再掲）	支援措置： 社会資本整備総合交付金 （都市再生区画整理事業） 実施時期： 平成 20 年度から令和 8 年度	

（2）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

（3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

（4）国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 新住宅マスタープランに基づく事業展開（サービス付き高齢者向け住宅の中心市街地への誘致ほか） 内容： 優良な賃貸住宅の供給促進ほか 実施時期： 平成 26 年度から令和 2 年度	松山市	・本市では、平成 26 年 3 月に新たな「住宅マスタープラン」を策定したが、その基本方針に、“街なか居住・市街地整備の推進”を掲げ、以下の施策メニュー等に取り組むこととしている。 ・ 人口回復のための民間活力を活用した優良な賃貸住宅の供給促進(地域優良賃貸住宅等) ・ 既成市街地の老朽公営住宅建替による高度利用や住環境の改善 ・ サービス付き高齢者向け住宅の中心市街地への誘致 ・ 中心市街地共同住宅供給促進事業について検討 ・ 民間再開発（優良建築物等整備事業など)による住宅整備の推進 ・ 地域生活拠点（鉄道・バス等の公共交通サービス拠点周辺のエリア）等への定住促進		